**姫路市保育士等定着支援一時金事業の概要**

**◎対象**

**・平成31年1月1日から平成34年3月1日までに、市内の私立保育所等に**

**直接雇用され、保育業務に専従する保育士等として新たに勤務を開始し、**

**同一の保育所等（当該保育所等の設置者が市内に設置する他の保育所等を**

**含む）で継続して働く意思のあること。**

・**雇用契約において、労働時間が「一日6時間以上かつ1か月20日以上」と定められている、またはそれに相当すると認められること。**

**◎一時金の額**

**採用後3年間（36か月間）で合計72万円を、次の通り年度ごとに保育士ご本人名義の口座に振り込みます。**

**・各年度の支給額　　年度内の勤務月数×2万円（最大24万円）**

**※但し、勤務が1か月に満たない月は「勤務月数」に含みません。**

**＊詳細は園の方までお問い合わせください。**